

不動産媒介業者様・貸主様

～「入居住宅に関する状況通知書」ご記入のお願い～

〈申請者は、①本用紙、②様式第3号、③参考様式10、④様式第3号（記入例）、⑤参考様式10（記入例）の5点を不動産媒介業者・貸主等へ提出し、様式第3号及び参考様式10の記入を依頼してください。〉

○ 住居確保給付金について

住居確保給付金とは、離職、自営業の廃止（以下「離職等」という）、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれがある方を対象に、有期で賃貸住宅などの家賃相当額（上限額あり）を支給し、住居および就労機会等の確保に向けた支援を行います。

この趣旨をご理解いただいたうえで、「入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）」及び「住居確保給付金に係る家賃内容確認書（参考様式10）」をご記入していただき、ご申請者にお渡しくださいますようお願いいたします。

＜記入における注意点＞ * 「記入例（別紙）」をご参照ください。

- ・ 表面すべてを不動産媒介業者様または貸主様をご記入ください。【青書き分】
- ・ 「入居している賃貸住宅」の「月額家賃」欄は、共益費・管理費を除いた金額(実家賃)をご記入ください。
- ・ 振込口座は原則、賃貸契約書等に書かれている口座と同一になります。
* 異なる場合は後日お電話等でご確認させていただきます。
- ・ 不動産媒介業者様または貸主様がクレジットカードの支払いに限定している場合等は、賃借人（申請者）口座への給付金振込となりますので、ご注意ください。
- ・ 振込口座のフリガナにご注意ください。
- ・ 訂正箇所には訂正印をお願いします。修正液や修正テープは使用しないでください。
* 訂正印を使用した場合は「不動産媒介業者等」欄にも同じ印鑑を押印することにより、訂正処理として取り扱いさせていただきます。
- ・ 「入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）」の裏面は申請者本人が記入となります。

＜給付の時期と方法＞

- ・ 毎月、第3金曜日または28日（土・日、祝日の場合は翌営業日）を目安に、大分市から「入居住宅に関する状況通知書（様式第3号）」に記入いただいた振込口座に振

り込みます。

*具体的な支給日は、申請者に通知する「住居確保給付金支給決定通知書」でご確認ください。申請者には、不動産媒介業者様・貸主様に当該決定通知書の写しを不動産媒介業者様または貸主様に手交するなどし、支給日を知らせるよう伝えています。

・振込名義は「オオイタシセイカツフクシカ」となります。

<その他>

・大分市自立生活支援センターで申請書等を受付後、大分市の審査を経て決定されます。

・支給期間は原則3か月です。

*延長、再延長の申請があった場合、最大9ヶ月（※）支給される場合があります。

・支給期間中に、申請者が、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合や、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合、住宅から退去した場合（申請者の責によらない場合は除きます。）などの一定の条件に該当した際、住居確保給付金の支給が中止となる場合がございます。

・「住居確保給付金に係る家賃内容確認書（参考様式10）」について、申請者には賃貸契約書等の写しを提出していただきますが、賃貸契約書等においては実家賃額が不明な場合（例：家賃に共益費・管理費が「込み」となっている場合など）がありますので、別途実家賃額がわかるようにご記入ください。項目内容に該当がない場合は、「0円」と明記するか、「なし」に○をする等全ての項目に記入をお願いいたします。

記入方法等でご不明な点がございましたら、大分市自立生活支援センターまでご連絡ください。

*記載漏れや不備等がある場合、支給決定までに時間を要することになります。

【お問い合わせ先】

大分市自立生活支援センター

住所：大分市金池南1丁目5番1号

J:COM ホルトホール大分4階（大分市社会福祉協議会内）

TEL：097-547-8319 FAX：097-547-9583

受付時間：月～土曜日 午前9時～午後6時

※第2・4月曜日（祝日の場合は翌日）、祝日、年末年始は除きます。